

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―五五―一三八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

		沖繩県	(略)	府県	都道	署			
の 一〇四	保 一九六〇	石垣市字白	八	町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	所在地
室	疫課石垣分	動物検疫所	垣出張所	疫事務所石	那覇植物防	(略)	(略)	(略)	官署
					三級地	(略)	(略)	(略)	区分 級別

		沖繩県	(略)	府県	都道	署			
	(新設)		八	町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	所在地
	(新設)		垣出張所	疫事務所石	那覇植物防	(略)	(略)	(略)	官署
					三級地	(略)	(略)	(略)	区分 級別

(略)	(略)	(略)
宮古島市平	那覇植物防	
良字西里七	疫事務所平	
の二一	良出張所	
宮古島市平	動物検疫所	
良字下里一	沖縄支所検	
〇二〇の一	疫課平良分	
一	室	
(略)	(略)	
(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

(略)	(略)	(略)
宮古島市平	那覇植物防	
良字西里七	疫事務所平	
の二一	良出張所	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	
(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝監視署及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝監視署及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 (略)

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

北海道	府県	都道	所在地	官署	区分	級別
(略)	(略)	(略)	上川郡上川町中央町六〇三	大雪山国立公園管理事務所	一級地	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2 (略)

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

北海道	府県	都道	所在地	官署	区分	級別
(略)	(略)	(略)	上川郡上川町中央町六〇三	上川自然保護官事務所	一級地	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表の二の表北海道の項の規定

中大雪山国立公園管理事務所に係る部分は、令和二年四月一日から適用する。